

# 産業廃棄物

## 有害物質等に係る判定基準

### (1) 産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準

〔 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令  
(昭和 48.2.17 総令 5) 第 1 条, 第 3 条 〕

項 目		① 規制対象事業場で生じた汚泥 ② ①を処分するために処理した もの	① 鉍さい (9 PCB を除く) ② 規制対象施設で生じた燃え殻 ③ 規制対象施設で生じたばいじん ④ ①～③を処分するために処理し たもの
1	メチル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
2	水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
3	カドミウム又はその化合物	0.3 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
4	鉛又はその化合物	0.3 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
5	有機燐化合物	1 mg/L 以下	
6	六価クロム化合物	1.5 mg/L 以下	1.5 mg/L 以下
7	ヒ素又はその化合物	0.3 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
8	シアン化合物	1 mg/L 以下	
9	PCB	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
10	トリクロロフェン	0.3 mg/L 以下	
11	テトラクロロフェン	0.1 mg/L 以下	
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
13	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
15	1,1-ジクロロエタン	1 mg/L 以下	
16	シス-1,2-ジクロロエタン	0.4 mg/L 以下	
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
19	1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L 以下	
20	チウラム	0.06 mg/L 以下	
21	シマジン	0.03 mg/L 以下	
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	
23	ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
24	セレン又はその化合物	0.3 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
25	1,4-ジニトロベンゼン	0.5 mg/L 以下	

## (2) 産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準

〔 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令  
(昭和 48.2.17 総令 5) 第 2 条 〕

有害物質等の種類	非水溶性の無機性汚泥 (溶出)	有機性汚泥, 産廃及び廃アルカリ (含有)
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
2 総水銀	0.0005 mg/L 以下	0.025 mg/kg 以下
3 カドミウム又はその化合物	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/kg 以下
4 鉛又はその化合物	0.01 mg/L 以下	1 mg/kg 以下
5 有機燐化合物	検出されないこと	1 mg/kg 以下
6 六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	0.5 mg/kg 以下
7 砒素又はその化合物	0.01 mg/L 以下	0.15 mg/kg 以下
8 シアン化合物	検出されないこと	1 mg/kg 以下
9 PCB	検出されないこと	0.003 mg/kg 以下
10 トリクロロエレン	0.03 mg/L 以下	0.3 mg/kg 以下
11 テトラクロロエレン	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/kg 以下
12 ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/kg 以下
13 四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/kg 以下
14 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.04 mg/kg 以下
15 1,1-ジクロロエレン	0.1 mg/L 以下	1 mg/kg 以下
16 シス-1,2-ジクロロエレン	0.04 mg/L 以下	0.4 mg/kg 以下
17 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	3 mg/kg 以下
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/kg 以下
19 1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/kg 以下
20 フォ름	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/kg 以下
21 シマジン	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/kg 以下
22 テトラヒドロカルボ	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/kg 以下
23 ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/kg 以下
24 セレン又はその化合物	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/kg 以下
25 有機塩素化合物	1 mg/L 以下	4 mg/kg 以下
26 銅又はその化合物	0.14 mg/L 以下	10 mg/kg 以下
27 亜鉛又はその化合物	0.8 mg/L 以下	20 mg/kg 以下
28 弗化物	3 mg/L 以下	15 mg/kg 以下
29 ベリリウム又はその化合物	0.25 mg/L 以下	2.5 mg/kg 以下
30 クロム又はその化合物	0.2 mg/L 以下	2 mg/kg 以下
31 ニッケル又はその化合物	0.12 mg/L 以下	1.2 mg/kg 以下
32 バナジウム又はその化合物	0.15 mg/L 以下	1.5 mg/kg 以下
33 フェノール類	0.2 mg/L 以下	20 mg/kg 以下
34 1,4-ジニトロベンゼン	0.05 mg/L 以下	0.5 mg/kg 以下
油分※	15 mg/L 以下	15 mg/L 以下

※ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条第 1 項第 4 号に規定する油分を含む産業

廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 51.2.26 総令 5)

(注) 表に掲げる基準は、「環境大臣が定める方法」により検定した場合における検出値によるもの。